

(別紙)

平成18年12月6日  
水政課水利調整室  
河川環境課流水管理室

## 水力発電施設への現地調査の結果について

東京電力㈱、北陸電力㈱及び関西電力㈱から、河川法の所要の手続きを経ていない施設があるとの報告があったことに基づき、関係地方整備局において、80発電所の施設に対する現地調査を実施した結果は下記のとおりである。

### 記

#### 1 現地調査対象発電所 (別添)

#### 2 現地調査期間 平成18年11月23日(木)～12月4日(月)

#### 3 現地調査結果の概要

(1) 目視により各施設を調査したところ、いずれの施設にも直ちに安全性を損なうような状況は確認されなかった。

(2) このうち、

①東京電力㈱の小武川(コムカワ)第三発電所(山梨県)の上来沢川(カミクリザワガワ)ダムに対しては、堤体内をトンネル状に貫く排砂管路の付替工事が行われていたことを確認した。これに伴い、ダム本体の安全性確認のための詳細な調査が必要であることから、11月24日に使用停止を命じ、安全性の確認作業を進めているところである。

②次の6発電所の施設については、堰堤かさ上げなどに伴い、洪水時における安全性について確認する必要があるため、詳細な関連資料の提出を命じたところである。

(東京電力㈱)

土村第三(ドムラダイサン)発電所(長野県)

(北陸電力(株))

- ・ 中地山 (ナカチヤマ) 発電所 (富山県)
- ・ 池の尾 (イケノオ) 発電所 (岐阜県)
- ・ 市ノ瀬 (イチノセ) 発電所 (石川県)
- ・ ミツ又第一 (ミツマタダイイチ) 発電所 (石川県)
- ・ 中宮 (チュウグウ) 発電所 (石川県)

#### 4 当面の対応方針

##### (1) 報告徴収

東京電力(株)、北陸電力(株)及び関西電力(株)に対しては、関係地方整備局より、河川法第 78 条第 1 項の規定に基づき、事案の発生原因と再発防止策について報告を求める。

##### (2) 電力会社の自主点検

11 月 21 日に各電力会社に自主点検の実施を要請 (期限 : 12 月 20 日 (水))。